小野田吹奏楽団　団則

（名称及び事務局）
第１条　本団は、小野田吹奏楽団と称し、事務局を置く。

（目　　的）
第２条　小野田吹奏楽団を運営することにより、音楽技術の向上を目指し、もって各種音楽活動を通じ、地域に貢献するものとする。

（組　　織）
第３条　本団は次の団員を以て組織する。
山陽小野田市及び近隣に居住する者で、原則として社会人とする。

（役　　員）
第４条　本団に次の役員を置く。

（１）団　長	１名
（２）副団長	２名
（３）事務局長	１名
（４）理　事（事務局員）	若干名
（５）会　計	１名
（６）副会計	１名
（７）監　査	２名

（役員の選任、任期）
第５条　役員の選任は総会で決定することにし、任期は１年とする。ただし再任は妨げない

（役員の権限）
第６条　団長は団の代表であり団を総括する。
副団長は、団長を補佐し、団長が不在の時は、その職務を代行する。
事務局長は、事務局を総括する。
理事は団の事務を分掌、団と団員の連絡を密にし、もって団業務の円滑な運営をはかるものとする。
会計は会計事務を総括する。
副会計は、会計を補佐し、会計が不在の時は、その職務を代行する。
監査は、団の会計を監査する。

第７条
（顧問と相談役）
団長は、総会にはかって、顧問及び相談役を置くことができる。
２　団長は顧問及び相談役に対し、団の運営に関する事項について諮問を発し又は助言を求めることができる。
３　顧問及び相談役の任期は、団長の任期と同一とする。

第８条
（役員会の権限）
団長、副団長、事務局長、理事、会計を以て役員会を組織し、次の事項につき評議する。

１活動計画の立案及び推進
２会計に関する事項
３その他役員会で必要と認める事項

（役員会の召集）
第９条　　団長は、行事に向けて適宜役員会を召集する。

（総　　会）
第１０条　本団は、毎年１回総会を開く。必要に応じ、臨時総会を開くことができる。

（総会の権限）
第１１条　総会は、次の事項を議決する。

１　役員の選任に関する事項
２　団則の改正に関する事項
３　予算、決算に関する事項
４　活動計画に関する事項
５　その他本団の運営に関する事項

（会　　計）
第１２条　本団の会計年度は、毎年１月１日に始まり、１２月末日に終わる。

（経　　費）
第１３条　本団の経費は、次のものを以てこれに充てる。

１入団費　　金１，０００円
２団　費　月額　金２，０００円
但し 学生（大学生）金１，０００円
（高校生）金　　５００円とする
３寄付金

（団　　費）
第１４条　団員は団費を納めるものとする。
２　団員が前条の団費を３月分滞納し、団長より一定の期日を定めて、納入すべき旨の催告をうけたにもかかわらず、その期日までに滞納団費を納入しないときは、当該団員はその期日の翌日から団員である資格を失い、小野田吹奏楽団をやめたものとみなす。

（休　　団）
第１５条　団員は、特別な事由により活動に参加できない場合、団長に休団の申出をすることができる。その場合に限り団費の納入の免除を受けることができる

附　　則
小野田吹奏楽団　設立年月日　平成５年１１月９日
（施行期日）
この団則は、平成　６年　５月２０日からこれを施行する。

平成　８年１１月２９日	第７条追加変更
平成１１年　５月　７日	第４条(２)変更（１名から２名に）
平成１２年　４月２８日	第１４条２項、第１５条追加変更
平成１６年　５月１４日	第４条（６）副会計１名追加
	第６条　副団長の権限追加・副会計の権限明記
	第１２条会計年度を１月１日より１２月末日に変更
	第１３条２団費の夫婦の項目（3000 円）削除